

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

やり通す 企業がイノベーションを生み出すには、社員一人一人が失敗を恐れることなく、自信と情熱をもって行動していくこと、とインテカーCEO齋藤ウィリアム浩幸氏は言っています。減点主義では、なるべくミスをせず、社内に敵を作らないよう無難に過ごせれば、という事なかれ主義になりがちです。自分のやりたいことで、もし失敗したとしても、それは失敗ではなく経験であり、成長のためのきっかけでもあるのです。着手した仕事はとにかくやり通すことが大切で、やり切った上で生じた失敗は、貴重な経験としてフィードバックしていけばいい。まずはやってみる。必要なのは将来につながる評価です。フォーレ所載。

ヒント

税務 ミニガイド

平成27年度税制改正によって、法人や個人が納付する不当景品類及び不当表示防止法の規定による課徴金及び延滞金について、独占禁止法の規定による課徴金及び延滞金などと同様に、法人税や所得税の計算に際して、損金の額や必要経費に算入されないこととされました。



槍ヶ岳(長野)

岡本良治 / オアシス

国外転出時課税

□制度の概要

平成27年度税制改正によって、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例制度（国外転出時課税）が創設されました。

これは、国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなること）をする居住者が、有価証券等を有する場合又は未決済デリバティブ取引等に係る契約を締結している場合には、国外転出の時に、有価証券等の時価による譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、所得税を課税する制度です。

□特例の適用除外

この特例は、国外転出をする時に有している有価証券等並びに未決済デリバティブ取引等の金額の合計額が1億円未満である居住者には適用されません。

また、国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた一定の期間の合計が5年以下である居住者についても適用はされません。

□納税猶予

国外転出時課税の適用を受けたものが、確定申告により納付すべき所得税額のうち、適用資産に係る納税猶予分の所得税額については、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、かつ、所得税の確定申告期限までに納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に限り、当該国外転出の日から原則として5年間、その納税は猶予されます。

□5年間に以内に帰国した場合

国外転出後5年以内に帰国等をした場合において、国外転出の時において有していた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等で国外転出の時以後引き続き有しているもの又は決済をしていないものについては、譲渡又は決済がなかったものとしてすることができます。

□納税猶予の期限の延長

納税猶予の規定の適用を受ける個人が、5年



○太平洋と大西洋。どちらも世界の海だが、なぜ「たい」の字が違うのか。太平洋は、初めて世界一周を成し遂げたマゼラン一行が、とても静かな海だったことから「静かな海」と名付けたことに由来する。これが、日本で「太平な海」と訳され、「太平洋」と呼ばれるようになった。大西洋は、文字通り「大きな西の海」という意味で、「大西洋」と呼ばれることに。



を経過する日までに、納税の猶予に係る期限の延長を受けたい旨その他の事項を記載した届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その期限を国外転出の日から10年を経過する日までとすることができます。

□継続適用届出書の提出

納税猶予の規定の適用を受ける個人は、国外転出の日の属する年分の所得税の確定申告期限から納税猶予が確定する日までの間の各年の12月31日において有し、又は契約を締結している適用資産について、引き続き適用を受けたい旨その他の事項を記載した届出書（継続適用届出書）を、それぞれの年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

継続適用届出書が提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該提出期限における納税猶予分の所得税額については、提出期限の翌日から4月を経過する日が、納税猶予の期限となります。

□適用関係

この国外転出をする場合の譲渡所得等の特例制度（国外転出時課税）は、平成27年7月1日以後に国外転出する場合について適用されます。

法人税における 租税特別措置の適用実態調査

最近法人税の確定申告書に添付が義務づけられている「適用額明細書」から租税特別措置法のどの特例が多く利用されたかの調査結果が、国会に提出されました。

1. 適用額明細書とは

この明細書の提出は、租税透明化法がその根拠で、産業政策のため税負担を軽減する租税特別措置法の規定が本当に効果があったかを検証するためにその作成が義務づけられています。

ある特定の業界への実は隠れた補助金になっていないかをチェックする役割もあります。また一方で、この調査結果が今後の税制改正の方向性に影響を与えます。

2. 調査概要

平成25年4月決算～26年3月決算までの法人申告分の集計で、一番は年800万円以下の所得

金額に対する軽減税率の適用で、744,488件、金額は2兆7,112億円となっています。

3. 適用件数が少ない例

沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除は0件、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例のうち、誘致地区の外から内への買換えが2件、公害防止用設備の特別償却が3件となっており、これらが目立つところです。

4. 適用件数が多かった例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が約46万件弱、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却が2万8千件弱、同制度の法人税額の特別控除が2万3千件弱となっています。

5. 適用額合計の割合が高い措置

沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の制度が99.9%、特定再開発建築物等の割増償却が98.6%、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却が98.5%となっていました。

ナマの税務相談室

Q S会社の経理部長から紹介された甲です。本日は私の個人的なことでお伺いいたしました。宜しくお願いたします。

A 判りました。今日はどのような案件でしょうか。

Q 実は私は女性問題で家庭裁判所で、妻乙と協議離婚調停中です。

その調停が纏まりかけていますので、本日その内容を申し上げ、納得できれば和解したいと決意いたしました。

A それは、それは、お辛い心情、お察し申し上げます。

Q 裁判所の調停原案の内容は次の通りです。

①5,000万円程度の現在所有している居住用不動産を乙に渡す。

②1,000万円程度の慰謝料を支払う。

③乙が長女を引き取り親権を行う。

④甲が長女の教育費、養育費を長女が22歳に

なるまで毎月決めた相当額を乙に送金する。

という内容です。

私は2年ほど前にY市に転居し別居生活です。①の

住居の取得価額は1,500万円です。私の負担する税金等ご教示いただければと思います。

A 問題は不動産部分の課税関係ですね。慰謝料については課税関係はありません。また、長女に扶養義務として送金する相当額も課税関係はありません。お話で2年前に別居されていることを前提として申し上げます。

乙さんは財産分与として取得することで無税です。ところが、甲さん名義の不動産を譲渡して精算をするときは譲渡所得課税の問題が生じます。取得費に加えて居住用不動産の譲渡ですから3,000万円を限度として所得から控除金額があります。ただし、居住しなくなって3年目の12月31日までに譲渡することが原則ですから充分ご注意ください。

ナマの税務相談室

離婚に係る税金問題

「TAX-FREE-SHOP」と「DUTY-FREE-SHOP」

国内消費可能性を免税対象物品か否かの基準にしないことにした昨年10月の改正により、免税品目が大幅に増え、「TAX-FREE」の「輸出物品販売場」の数が急増しています。観光庁の発表では、平成27年4月現在の輸出物品販売場数は18,779店で、前回発表の平成26年10月から約200%の増、前年同月比では325%もの増となります。

国内輸出物品販売場とは、外国旅行者等のために消費税を免除する小売店のことで、販売場ごとに事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けなければならないことになっています。今年の税制改正で平成27年4月から、商店街やショッピングセンター等

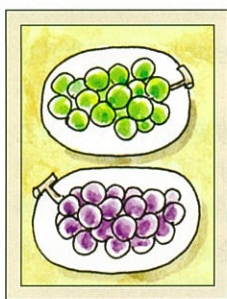
において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者が運営する「免税手続カウンター」にまとめて複数店舗での購入額を合算して免税販売の対象として免税手続を委託できる「手続委託型輸出物品販売場」(ワンストップ化制度)も始まっています。これは、外国人対応について、語学力等の不安がある場合にもその対策となっています。

また、同じく今年の税制改正で、適用時期も同じくして、「港湾臨時販売場届出制度」(外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続きの簡素化)もスタートしています。

ところで、消費税免税を意味する「TAX-FREE」に対

して、「DUTY-FREE」という言葉もあります。似ていますが、正確には意味が異なります。お店の中には、混同して表示をしているケースもあります。「DUTY-FREE」は外国への旅行者に対して、商品に課せられる消費税、酒税、たばこ税、輸入品関税などの税金を免除することを指し、消費税導入前からあるものです。

外国航路の空港内で出国手続きを済ませたあと搭乗までの間立ち寄れる店舗である「DUTY-FREE-SHOP」が代表的なもので、一部の繁華街にも「市内免税店」として存在し、国際航路の船内、国際航空路の機内で行われる免税品販売も「DUTY-FREE-SHOP」の一種です。市内免税店では、購入証明書が手渡された上、空港の出国審査場を通ったあとのエリアにある引換所で、購入物品を受け取ることが原則になります。



「秋を掌にのせしと云へる葡萄かな 龍男」

古く大和言葉では、ブドウは山葡萄の古名えびかずらから「えび」といった。

後に葡萄と書く。近代になって海老と混同され、ワインレッドに近い色を海老茶とも葡萄茶とも書く。明治時代の女子学生の袴は高貴な色の紫をさけ、海老茶が流行った。紫式部をもじって海老茶式部と呼ばれた。

8日白露、23日秋分。

私は楽観主義者である。
しかし私は
レインコートを持っていく楽観主義者だ。
(イギリスの首相 ウィルソン)

9月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○8月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○8月分個人住民税特別徴収分の納付
○7月決算法人の確定申告	30日	○7月決算法人の確定申告
○28年1月決算法人の中間(予定)申告	々	○28年1月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。